

4 その他のサービス

■市町村特別給付

介護保険のサービスとは別に、第1号保険料を財源として独自に行うサービスの給付のことです。

- 訪問理美容 ●おむつ購入費支給事業

■地域支援事業

地域包括ケアシステムの実現に向けて高齢者の社会参加・介護予防に向けた取組み、配食・見守り等の生活支援体制の整備、在宅生活を支える医療と介護の連携及び認知症の方への支援の仕組み等を一体的に推進しながら、高齢者を地域で支えていく体制を構築するために実施する事業です。

<介護予防・日常生活支援総合事業>

市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域で支え合う体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援を可能とすることを旨とする事業で、佐世保市では2017年4月から始まっています。

- 介護予防ケアマネジメント ●訪問型サービス事業 ●通所型サービス事業
- きらっと元気教室 ●地域介護予防活動支援事業 等

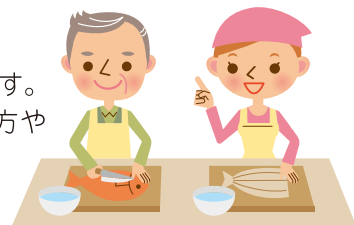
<包括的支援事業・任意事業>

包括的支援事業とは、地域包括支援センターを中心として、保健・医療・福祉に関する相談・支援等、包括的かつ継続的に対応していく事業です。また、任意事業とは、地域の実情に応じて必要な支援を行う事業で、地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、高齢者を介護する家族等を支援する事業などを行っています。

- 介護教室 ●介護食づくり教室 ●配食サービス
- 徘徊高齢者家族支援サービス事業 ●介護者リフレッシュ事業 等

■保健福祉事業

第1号保険料を財源に市町村が独自に条例で定めて実施する事業です。要介護・要支援認定者だけでなく、要介護被保険者を介護する方やすべての被保険者を対象として行われるものです。佐世保市では次のサービスが提供されています。



- 離島介護サービス渡航費等支援事業 ●いきいき元気食事づくり教室

要支援の方は介護予防を目的とした内容となります。
各サービスの対象者や内容など、詳しくは、長寿社会課や地域包括支援センター、高齢者相談センターにお尋ねください。

介護保険制度を詳しく説明した「介護保険サービスガイド(30年度版)」を下記で配布しています。

配布場所：長寿社会課、地域包括支援センター、支所、行政センター

編集・発行 佐世保市長寿社会課

〒857-0042 佐世保市高砂町5-1 TEL.0956-24-1111

介護保険 サービスガイド 簡易版



介護保険とは

高齢者が介護を必要とするようになって、有する能力を生かしてできる限り自立し、尊厳をもって生活できるよう、「介護」を社会全体で支える仕組みです。

目次

■相談窓口

高齢者のための相談窓口	1	サービスの利用料	5
その他の相談窓口	4	保険料	6

■介護保険制度について

サービスを利用するには	7	サービスの種類	9
サービスを利用できる方	5		

平成30年度版 佐世保市

1 相談窓口

1 高齢者のための相談窓口

■地域包括支援センター

介護や介護予防をはじめ日常生活上の相談を受け付け、関係機関と連携しながら、必要な支援、援助等を行います。要支援の認定を受けた方の介護予防プランの作成等も行います。

ご利用時間

月曜から土曜 午前9時から午後6時
(祝日及び12/29～1/3を除く)



担当する職員は？

主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師等の専門職で、高齢者の皆さまの健康、生活、財産、権利などを守るために、お互いが連携を取りながら必要な支援を行います。

主任ケアマネジャー

在宅から入院、退院後の在宅生活、施設入所など高齢者の皆さまの状態に応じて、地域の関係者と連携を取りながら支援しています。地域の介護支援専門員の方々の支援も行っています。お気軽にご相談ください。



社会福祉士

福祉の制度やサービスを利用するためのお手伝いをしています。高齢者の皆さまの人権や財産を守るための相談などをお受けしています。



保健師等

いつまでも元気に長生き・・・を目指して、介護予防や健康のことに関するご相談などをお受けしています。



お気軽にご相談ください!!

各地域包括支援センター設置場所

早岐地域包括支援センター
☎0956-26-5800
権常寺一丁目4-10 メイノビル3階



日宇地域包括支援センター
☎0956-33-1700
日宇町2606



山澄地域包括支援センター
☎0956-59-7671
潮見町11-22



中部地域包括支援センター
☎0956-59-7111
上京町4-4 永田ビル5階



清水地域包括支援センター
☎0956-59-7770
相生町1-3



大野地域包括支援センター
☎0956-59-7758
瀬戸越四丁目1298-4



相浦地域包括支援センター
☎0956-59-7003
木宮町3-19



吉井地域包括支援センター
☎0956-64-3877
吉井町立石262-1



宇久地域包括支援センター
☎0959-57-3450
宇久町平2578



■佐世保市 長寿社会課 ☎0956-24-1111 (代表)

介護保険の要介護認定申請受付相談窓口です。
認定申請や介護サービスの利用など、介護保険制度全般について相談・お問い合わせ、苦情等を受け付けます。また、寝たきり・虚弱・認知症など的高齢者の介護や介護予防などについての相談も受け付けます。

所在地 高砂町5-1 中央保健福祉センター (すこやかプラザ) 3階(市役所となり)

ご利用時間 月曜～金曜
午前8時30分～午後5時15分
(祝日及び12/29～1/3を除く)

地域包括支援センターの担当圏域別町名一覧

センター名	圏域	町名
早岐地域包括支援センター	宮・広田	南風崎町、城間町、萩坂町、奥山町、宮津町、長畑町、瀬道町、浦川内町、崎岡町、中原町、広田一～四丁目、重尾町、広田町
	三川内	桑木場町、新替町、三川内本町、木原町、下の原町、塩浸町、口の尾町、横手町、心野町、三川内町、三川内新町、新行江町、吉福町、江永町
	早岐	上原町、勝海町、早苗町、陣の内町、田の浦町、早岐一～三丁目、平松町、若竹台町、権常寺一丁目、花高一～四丁目、権常寺町
	針尾・江上	針尾東町、針尾中町、針尾西町、針尾北町、江上町、指方町、有福町、ハウステンボス町
日宇地域包括支援センター	日宇	大岳台町、卸本町、大塔町、もみじが丘町、黒髪町、日宇町、白岳町、大和町、沖新町
山澄地域包括支援センター	天神・福石・木風	天神町、十郎新町、崎辺町、大黒町、天神一～五丁目、東浜町、大宮町、東山町、前畑町、干尽町、稻荷町、木風町、藤原町
	潮見・白南風	潮見町、福石町、若葉町、須田尾町、白南風町、三浦町、峰坂町、山祇町
中部地域包括支援センター	小佐世保	小佐世保町、白木町、須佐町、高梨町
	戸尾・光園・山手	上京町、戸尾町、京坪町、塩浜町、下京町、松川町、山泉町、新港町、万津町、勝富町、祇園町、光月町、高天町、栄町、島瀬町、島地町、常磐町、松浦町、湊町、宮崎町、宮地町、本島町、烏帽子町、折橋町、熊野町、田代町、名切町、花園町、松山町、山手町
清水地域包括支援センター	金比良・赤崎・九十九	今福町、鵜渡越町、神島町、金比良町、平瀬町、御船町、矢岳町、赤崎町、小島町、鹿子前町、船越町、下船越町、庵浦町、俵ヶ浦町、野崎町、立神町
	清水・大久保	梅田町、城山町、俵町、八幡町、宮田町、石坂町、清水町、中通町、福田町、保立町、万徳町、相生町、泉町、上町、木場田町、園田町、高砂町、谷郷町、天満町、長尾町、浜田町、西大久保町、東大久保町、比良町、元町
大野地域包括支援センター	春日	春日町、横尾町、赤木町、桜木町
	大野	大野町、知見寺町、原分町、松瀬町、松原町、矢峰町、田原町、楠木町、瀬戸越一～四丁目、瀬戸越町
相浦地域包括支援センター	柚木	柚木町、上柚木町、潜木町、小舟町、里美町、筒井町、下宇戸町、戸ヶ倉町、柚木元町、川谷町、高花町
	日野	椎木町、星和台町、日野町、大瀧町、長坂町
	中里・皆瀬	中里町、上本山町、下本山町、岳野町、吉岡町、八の久保町、皆瀬町、野中町、十文野町、白仁田町、牧の地町、躑石町、小川内町、菰田町
	相浦・黒島・高島	相浦町、上相浦町、棚方町、光町、愛宕町、小野町、新田町、竹辺町、母ヶ浦町、川下町、木宮町、黒島町、高島町
吉井地域包括支援センター	浅子・小佐々	浅子町、小佐々町
	吉井	吉井町
	世知原	世知原町
	江迎	江迎町
宇久地域包括支援センター	鹿町	鹿町町
	宇久	宇久町

2 その他の相談窓口

消費生活センター ☎0956-22-2591

事業者との「契約に関する苦情」についての相談を受け付けています。

所在地 八幡町1-10
市役所本庁舎内

ご利用時間 月曜～金曜
午前8時30分～午後5時15分
(祝日及び12/29～1/3を除く)



高齢者相談センター

高齢者やその家族の介護や介護予防等に関する相談機関として、地域包括支援センターや市と連携しながら、電話や面接による相談を受け付けます。



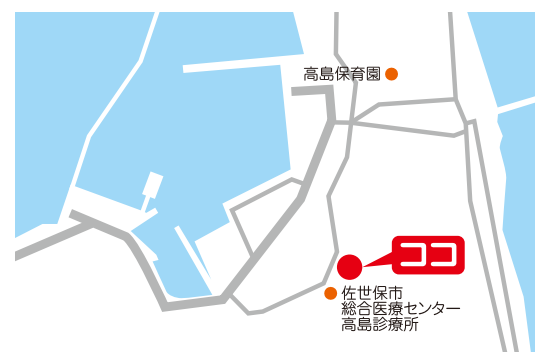
黒島高齢者相談センター ☎0956-56-2026

所在地 黒島町1137 黒島サービスセンター
開設日 月曜～金曜
開設時間 午前9時～午後6時



高島高齢者相談センター ☎0956-48-3150

所在地 高島町647-3 高齢者いこいの家
開設日 火曜日・金曜日(週2回)
開設時間 午前10時30分～午後3時30分



2 介護保険制度について

1 サービスを利用できる方

65歳以上で介護(支援)が必要な状態にある方

医療保険に加入している40歳から64歳の方で、特定疾病※1が原因で介護(支援)が必要な状態にある方

※1 介護保険における特定疾病には次の疾病が定められています。

- ①初老期の認知症 ②脳血管疾患 ③筋萎縮性側索硬化症 ④脊髄小脳変性症
- ⑤進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病 ⑥多系統萎縮症
- ⑦糖尿病性腎症、糖尿病性網膜症、糖尿病性神経障害 ⑧閉塞性動脈硬化症 ⑨慢性閉塞性肺疾患
- ⑩両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症 ⑪関節リウマチ
- ⑫後縦靭帯骨化症 ⑬脊柱管狭窄症 ⑭骨折を伴う骨粗しょう症 ⑮早老症 ⑯がん末期

なお、サービスを利用するには、介護(支援)が必要な状態(要介護または要支援)であると認定を受ける必要があります。(認定申請については7ページをご覧ください。)

2 サービスの利用料

サービスを利用した場合の「自己負担は1割から3割」です。

※3割負担については、2018年8月1日からです。

[在宅サービスの支給限度額]

在宅サービスを利用した場合、介護が必要な度合(要介護度)に応じて支給限度額が決められています。支給限度額を超えたサービスの利用については、その費用の全額が自己負担となります。

[施設を利用する場合の自己負担]

施設に入所する場合(介護老人福祉施設、介護老人保健施設等)は、介護サービス費用(自己負担1割から3割)に加えて、日常生活費、居住費、食費がかかります。

負担軽減

- ①介護サービスを利用した際の自己負担が高額になる場合は、負担を軽減する制度があります。(高額介護サービス費等の支給)
- ②施設に入所する場合(ショートステイを含む)、居住費・食費は収入等に応じた負担軽減があります。

要介護度	支給限度額(1か月)	利用者負担額(1か月)
事業対象者	50,030円	利用者負担額はサービス費用の1割から3割です。
要支援1	50,030円	
要支援2	104,730円	
要介護1	166,920円	
要介護2	196,160円	
要介護3	269,310円	
要介護4	308,060円	
要介護5	360,650円	

介護サービス費用の1割から3割

日常生活費

居住費

食費

3 保険料

①第1号被保険者(65歳以上の方)

金額

保険料(基準額)は、3年ごとに市で決定します。2018~2020年度までの保険料(基準額)は下の表のとおりとなります。各個人の保険料については、本人の所得や世帯内の市民税課税者の有無等により、9段階に分かれ、毎年算定し直されます。

所得段階	対象者		割合	保険料(年額)
	本人市民税	世帯市民税 合計所得金額、年金収入など		
第1段階	非課税 (世帯内に本人を含め市民税課税者なし)	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者 ・本人の[課税年金収入と合計所得金額(年金にかかる所得は除く)の合計]が80万円以下の方	0.45	31,400円
第2段階		・本人の[課税年金収入と合計所得金額(年金にかかる所得は除く)の合計]が80万円を超え、120万円以下の方	0.75	52,300円
第3段階		・本人の[課税年金収入と合計所得金額(年金にかかる所得は除く)の合計]が120万円を超える方	0.75	52,300円
第4段階		・本人の[課税年金収入と合計所得金額(年金にかかる所得は除く)の合計]が80万円以下の方	0.9	62,800円
第5段階		・本人の[課税年金収入と合計所得金額(年金にかかる所得は除く)の合計]が80万円を超える方	基準額	69,800円
第6段階	課税 (世帯内に本人を含め市民税課税者あり)	・本人の[合計所得金額]が120万円未満の方	1.2	83,700円
第7段階		・本人の[合計所得金額]が120万円以上200万円未満の方	1.3	90,700円
第8段階		・本人の[合計所得金額]が200万円以上300万円未満の方	1.5	104,700円
第9段階		・本人の[合計所得金額]が300万円以上の方	1.7	118,600円

納め方

特別徴収 (退職・老齢・遺族・障害年金が年額18万円以上の方)	年金支給月に年金から天引きされます。
普通徴収 (退職・老齢・遺族・障害年金が年額18万円未満の方や老齢福祉年金の方など)	1年間の保険料(12か月分)を6月から3月までの10回に分けて市から送付する納付書により納めていただきます。(その他、口座振替も利用できます。)

②第2号被保険者(40歳以上65歳未満の方)

金額

加入している医療保険の算定方法により決まるため、各医療保険ごとに異なります。

納め方

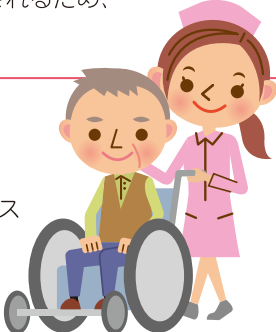
医療保険料と併せて支払います。

給付制限

保険料を納めないでいると、滞納期間に応じて自己負担額が引き上げられたり、介護サービスを利用した際に一旦全額をご負担していただく場合があります。

4 サービスを利用するには

サービスを利用するには、介護(支援)が必要な状態(要介護または要支援)であると認定を受ける必要があります。

①申請	必要書類 ①認定申請書 ②介護保険被保険者証 ③主治医意見書 ④医療保険被保険者証 (※40～64歳の方のみ)	申請場所 長寿社会課、 または支所、行政センター ※40～64歳の方が初めて認定申請を行う際は事前に被保険者証の交付申請が必要です。
	調査員が申請者のご自宅等を訪問し、心身の状態や介助の方法などについて動作の確認や聞き取り調査を行います。	
②認定調査	主治医意見書や訪問調査の結果をふまえ、「介護認定審査会」で、介護の必要度(要介護度※ ¹)を判定し、市が認定します。	
③判定	認定結果をご自宅に郵送します。	
④通知	要支援の方は地域包括支援センターがケアプランを作成します。 要介護の方は居宅介護支援事業者がケアプランを作成します。 ※ケアプラン作成費用は、全額介護保険から支給されるため、利用者負担はありません。	
⑤ケアプランの作成	介護(介護予防)サービスを利用します。 ※認定には有効期限がありますので、継続してサービスを利用する場合は、更新手続きが必要です。	
⑥サービスの利用		

※1 要介護度について

要介護認定は、介護の必要度に応じて、次の8つの区分に分けて認定されます。要支援あるいは要介護と認定された方は、介護(介護予防)サービス等を利用することができます。



※2 要支援・要介護認定で「非該当(自立)」と認定された方も、一般介護予防事業を利用できます。詳しくは、長寿社会課、地域包括支援センターにお尋ねください。

地域包括支援センター

高齢者の総合相談窓口です。高齢者の方が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるよう、さまざまな支援を行います。要支援の認定を受けた方の介護予防プランの作成等も行います。



詳しくは1ページをご覧ください。

居宅介護支援事業者

在宅で生活する要介護者等のケアマネジメントを行う事業者です。介護について幅広い知識を持つ介護支援専門員(ケアマネジャー)が要介護者や家族の相談に応じたり、適切なサービスを利用できるよう、市や介護サービス事業者などと連絡調整も行います。実施事業者については、長寿社会課、地域包括支援センター、高齢者相談センターにお問い合わせください。



5 介護サービスの種類について

介護サービスとは日常生活などにおいて介護や支援を必要とする人が利用できるサービスです。

大きく分けて「在宅サービス」、「施設サービス」、「地域密着型サービス」の3つの種類に分かれます。

それ以外に「地域支援事業」や「保健福祉事業」、佐世保市独自で実施している「市町村特別給付」などのサービスがあります。

1 在宅サービス

在宅で生活する方に対し、提供されるサービスのことで。

■ 居宅サービス

利用者の意向や自立支援をもとにした介護支援専門員(ケアマネジャー)等によるケアプランの作成やサービス提供事業者との連絡調整等を行います。

- 居宅介護支援
- 介護予防支援

■ 訪問サービス

自宅において食事、排せつ、入浴など日常生活上の手助けを受けるサービス、看護やリハビリテーションを受けるサービスがあります。

- 訪問介護(ホームヘルプサービス)
- (介護予防)訪問入浴介護
- (介護予防)訪問看護
- (介護予防)訪問リハビリテーション
- (介護予防)居宅療養管理指導

■ 通所サービス

デイサービスセンターで、食事、排せつ、入浴などの手助けや機能訓練を受けるサービス、介護老人保健施設や病院などで必要なリハビリテーションを受けるサービスがあります。

- 通所介護(デイサービス)
- (介護予防)通所リハビリテーション(デイケア)

■ 短期入所サービス

家族の用事などによって一時的に自宅で介護を受けられない場合に、介護老人福祉施設や介護老人保健施設等に短期間入所して食事、排せつ、入浴など日常生活上の手助けを受けるサービスがあります。

- (介護予防)短期入所生活介護(ショートステイ)
- (介護予防)短期入所療養介護

■ 自宅の生活環境・介護環境を整えるサービス

特殊ベッドや車いすなどの福祉用具の貸与、手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修にかかる費用の支給などがあります。

- (介護予防)福祉用具貸与
- (介護予防)福祉用具購入
- (介護予防)住宅改修



■ 特定の施設に入居して利用するサービス

有料老人ホームやケアハウスなどに入居している方が日常生活上の手助けを受けるサービスのことで。

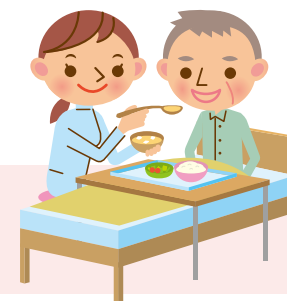
- (介護予防)特定施設入居者生活介護

2 施設サービス

施設サービスは、要介護1~5の方(※「介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)」は原則要介護3以上の方)が施設に入所して受けるサービスのことで。

佐世保市では下記のサービスが提供されています。

- 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
- 介護老人保健施設(老人保健施設)
- 介護療養型医療施設(療養病床等)
- 介護医療院



3 地域密着型サービス

住み慣れた自宅や地域での生活を継続できるよう支援するためのサービスです。

■ 訪問サービス

- 夜間対応型訪問介護
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

■ 通所サービス

- (介護予防)認知症対応型通所介護
- 地域密着型通所介護

■ 「通い」「訪問」「泊まり」の多機能型サービス

「通い(デイサービス)」を中心に、利用者の状態や必要性によって、「訪問(ホームヘルプサービス)」や「泊まり(ショートステイ)」を組み合わせながら利用するサービスです。これらのサービスが同じ事業所で一体的に提供されます。

- (介護予防)小規模多機能型居宅介護
- 看護小規模多機能型居宅介護

■ 住居等に入居して利用するサービス

認知症の方などが少人数で共同生活をしながら日常生活上の手助けを受けるサービスなどがあります。

- (介護予防)認知症対応型共同生活介護(グループホーム)
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(小規模特別養護老人ホーム)

